

# 農業用水の水利権とその農業利水への影響

## Water Rights of Irrigation and its impact for Agricultural usage

長瀬 督哉

NAGASE Tokuya

### 1. はじめに

河川法は明治 29 年制定時には「治水」，昭和 39 年の改正では「利水+治水」，そして平成 9 年の改正では「環境+利水+治水」を目的とした法整備がなされてきた（表－1）。昭和 39 年の法改正で利水が盛り込まれたことにより水系一貫管理制度の導入が図られ，許可水利権，慣行水利権という 2 種類の水利権に整備された。河川法における流水占用の目的は，水力発電，かんがい，水道，工業用水，鉱業用水，養魚，し尿処理等である。昭和 39 年の改正以降も，高度経済成長に伴う兼業農家の増加により営農形態も様変わりし，水利用形態も変化していった。これを契機に，1970 年代には農業用水と水利権のあり方について研究者の間で盛ん議論が交わされ，研究論文も数多く発表されている。その後，1980 年代以降，水利権に関する議論は一旦収束し，全国各地の農業用水（かんがい用水）の水利権は更新協議がなされている。平成 9 年は主に河川環境保全に関する改正であった。

本稿では，水田地域の河川協議（変更・更新）における現状と課題を示し，今後の農業用水（かんがい用水等）に関する水利権更新の検討方向について述べる。

### 2. 水利権更新手続きの概要

#### 2.1 現行水利使用との比較

現在行われている河川協議（変更・更新）の多くは，現行水利使用におけるかんがい諸元と現況の諸元の比較から始まる。諸元の変更内容とその変更理由の説明による協議であり，その内容を河川管理者側が納得し，合意できれば水利使用規則の変更案に同意を得て，河川協議は終了する。

農地面積が減少している地区では，取水量は減少する。しかしながら，既得権を一旦手放す（減じる）と仮に将来作付が変化し用水量が増となったとしても増加分に対しては同じ水系内での取水優先順位が，その他の水利権の劣後となり增量はできない。そのため，利水の自由度や利水安全度の向上のため栽培管理用水や配水管理用水を追加している地区も少なくない。

#### 2.2 変更を重ねることによる水利権における取水量減

更新協議を数回繰り返すうちに，当初の事業計画時の取水量からは減少していく（図－1 参照）。栽培管理用水や配水管理用水を追加してかんがい諸元を見直していくうちに，その変更理由は複雑なものになり，かんがい諸元の設定根拠の説明が難しくなつてきている例もある。

表－1 河川法の制定・改正経緯

年	目的	制定・改正内容	備考
明治 29 年 (1896 年)	治水	近代河川制度の誕生	
昭和 39 年 (1964 年)	治水，利水	水系一貫管理制度導入 利水関係規定の整備	許可水利権， 慣行水利権
平成 9 年 (1997 年)	治水，利水，環境	河川環境の整備と保全 地域の意見を反映 河川整備計画制度導入	河川整備に 地域住民の 意見を反映

内外エンジニアリング 株式会社 Naigai Engineering Co.,Ltd.

キーワード：水利用計画・水利権，土地利用計画，生産施設

### 3. 営農形態の変化と今後の課題

#### 3.1 営農実態と水利用

現況の主な水利用の変化の概要を以下に示す。

##### 1) 経営体

個別農家も残っているものの、農地集積の進展により大規模経営化が進んでいる。大規模経営体は、日あたりの一定の耕作面積によって

順番に代かきを行うため、事業計画時と違い、代かき期が長くなり、遅いところでは7月中旬まで続く場合もある。

##### 2) 代かき期

代かき期の取水は平準化しており、代かき期の取水量は普通期の取水量より少なくなっている。代かき期が伸びているため、普通期との期別の境目がなくなってきた。

##### 3) 普通期

中干し後に取水が集中し、中干し後の取水がかんがい期最大となる地区もある。

##### 4) 作付品種

大規模農家では田植えや稻刈りの作業の平準化を図る観点から、品種に関係なく各農家が個別に作付計画を立てており、河川協議図書の作付時期に目安として用いられる稻作暦のように、作付品種とかんがい期別の設定は実態と整合しない例もある。

#### 3.2 取水パターンの変化と課題

前述のような水利用の実態から、現行水利使用（取水計画）と農家が望む取水パターンには乖離がみられる。要望を反映した取水パターンのイメージを図-2に示す。

今後は現状の営農や水利用に応じた水利使用の更新をする必要があり、そのためのかんがい諸元の設定方法を検討し、確立しなければならないと考える。

#### 4. おわりに

営農形態等の水利用の変化は、栽培管理だけではなく、送水や配水管に必要な用水に大きな影響を及ぼす。今後は、これらを含めた水田農業全般について用水需要の調査が必要である。その他、気候変動やスマート農業の導入による農作業の変化等、当初の事業計画では想定していなかった要因も視野に入れ、専門家、研究者、技術者の共同研究により、農業用水やかんがい諸元の考え方を見直す時期に来ていると考える。

#### 参考文献（または引用文献）

河川法:e-GOV 2025年3月29日アクセス <https://laws.e-gov.go.jp/law/339AC0000000167>

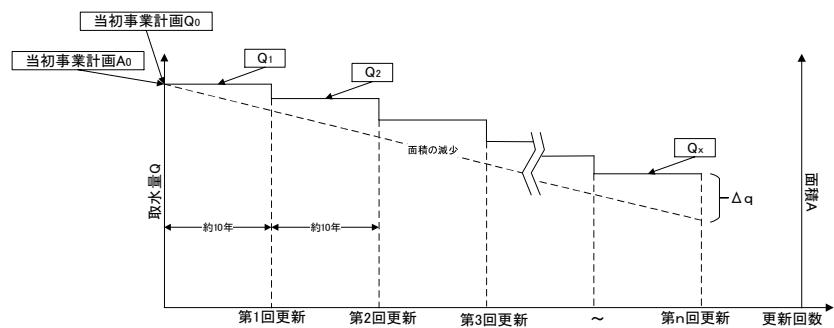


図-1 水利権更新と取水量減のイメージ

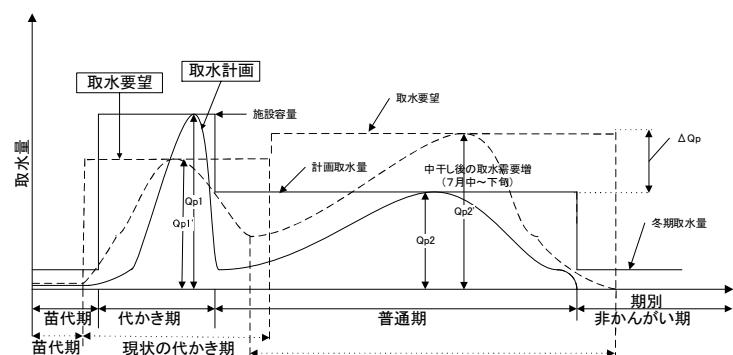


図-2 取水パターンの変化イメージ